

令和 4 年 5 月 11 日答申

事件番号 令和 3 年 (審) 第 10 号

審査請求人 ○○○○ ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和 3 年 11 月 19 日付けで審査請求人○○○○及び○○○○（以下両名を区別する必要がない場合には、両名あわせて「**審査請求人**」という。）に対して行った保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留処分（以下「**本件処分**」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、審査請求人が、処分庁に対し、令和 3 年 10 月 21 日に、審査請求人の子である○○○○（令和○年○月○日生れ。以下「**本件申込児童**」という。）を申込児童として保育所入所申請を行ったところ、処分庁が令和 3 年 11 月 19 日付けで保育所入所あっせんを保留とする処分（本件処分）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求を行う事案である。

2 法令及び要綱の定め

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

本件に関する、児童福祉法の定めは別紙 1 に記載したとおりである。

(2) 大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年条例第 11 号）

本件に関する、大田区保育の必要性の認定等に関する条例の定めは別

紙 2 に記載したとおりである。

(3) 大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則（平成 10 年規則第 74 号）

本件に関する、大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則の定めは別紙 3 に記載したとおりである。

(4) 大田区保育の必要性の認定等の事務処理要綱（平成 15 年 12 月 12 日付けこ保発第 1632 号）

本件に関する、大田区保育の必要性の認定等の事務処理要綱（以下「本件要綱」という。）の定めは別紙 4 に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 入所申請

審査請求人は、令和 3 年 10 月 21 日、処分庁に対し、希望保育所を以下のとおりとする入所申請を行った。

第 1 希望 ○○○○

第 2 希望 ○○○○

第 3 希望 ○○○○

第 4 希望 ○○○○

第 5 希望 ○○○○

第 6 希望 ○○○○

(2) 希望保育所の変更

審査請求人は、令和 3 年 11 月 4 日、処分庁に対し、希望保育所を以下のとおり変更した（以下、(1)の入所申請とあわせて「本件申請」という。）。

第 1 希望 ○○○○

第 2 希望 ○○○○

第 3 希望 ○○○○

第 4 希望 ○○○○

第 5 希望 ○○○○

第 6 希望 ○○○○

(3) 本件処分

処分庁は、令和 3 年 11 月 19 日、本件申請に対して保育所の利用調整を実施し、保育の必要性が高い児童から入所決定を行った結果、本件申込児童について入所保留とし（本件処分）、保育所入所・家庭的保育事業等あっせん保留通知書を審査請求人に送付した。

(4) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 3 年 12 月 14 日、本件処分を不服として、取消しを求める審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

(5) 弁明書の提出

処分庁は、令和 4 年 1 月 18 日、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(6) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 4 年 3 月 17 日、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(7) 諮問

審査庁は、令和 4 年 4 月 4 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「**当審査会**」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

第 3 本件の争点

本件の争点は、利用調整後に欠員が出た場合に、希望保育所の次点対象者に内定を出さなかったことが違法又は不当か、である。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 審査請求人が入所申請をした第 1 希望保育所 (〇〇〇〇) と第 3 希望保育所 (〇〇〇〇) については、本件処分がされた後の令和 4 年 1 月入所分にそれぞれ 1 名の空きが発生している。
- (2) 空きが発生している理由として、① 手続に誤りがあり、優先させたという他の児童は存在しなかった、② 優先させた他の児童が入所し、翌月に新たにそれぞれ 1 名の空きが発生した、③ 優先させた他の児童が内定を辞退して翌月も引き続き空きが発生したことが考えられるので、その理由の説明を求める。
- (3) 空きが発生した理由が内定辞退のためである場合、当該保育所への入所を希望する次の点数の児童に内定を出す運用をしているのか、仮にそのような運用をしていない場合はなぜ待機児童を減らすような運用をしていないのかの説明を求める。
- (4) 本件処分により多大な不利益を被っているので、正しい手続が行われたのかを確認したい。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、「保育園別・クラス年齢別欠員リスト」を毎月 2 日に窓口及び区ホームページで公開し、毎月 7 日までに入所等申込のあった申請を翌月入所の入所等利用調整の対象としている。その後、月の中旬に、本件要綱第 1-3 に基づく入所選考を行う利用調整会議を実施し、選考結果について内定者へは電話連絡を行い、保留対象者へは郵送で通知する。
- (2) 審査請求人が入所申請をした第 1 希望保育所 (〇〇〇〇) については、以下のとおり、優先させた他の児童が入所し、翌月新たに 1 名の欠員が生じた。
 - ア 令和 3 年 11 月 2 日、「保育園別・クラス年齢別欠員リスト」を窓口及び区ホームページで公開し、〇歳クラスで 1 名を募集した。

- イ 令和3年11月7日、12月入所等の申請を締め切った。
- ウ 令和3年11月17日、12月入所等の利用調整会議を実施し、欠員1名のところ、審査請求人よりも選考基準が高いと判断した世帯の児童を1名内定させた結果定員を満たしたため、入所保留とした。
- エ 令和3年11月22日、当該クラスの在籍児童から、11月末退園の退園届を収受した。
- オ 令和3年12月2日、「保育園別・クラス年齢別欠員リスト」を窓口及び区ホームページで公開し、当該クラスで1名を募集した。
- (3) 審査請求人が入所申請をした第3希望保育園(〇〇〇〇)については、以下のとおり、優先させた他の児童が内定を辞退して、翌月も引き続き欠員が生じた。
- ア 令和3年11月2日、「保育園別・クラス年齢別欠員リスト」を窓口及び区ホームページで公開し、〇歳クラスで1名を募集した。
- イ 令和3年11月4日、当該クラスの在籍児童から、11月末退園の退園届を収受した。
- ウ 令和3年11月7日、12月入所等の申請を締め切った。
- エ 令和3年11月17日、12月入所等の利用調整会議を実施し、欠員2名のところ、審査請求人よりも選考基準が高いと判断した世帯の児童を2名内定させた結果定員を満たしたため、入所保留とした。
- オ 令和3年11月22日、内定者2名のうち1名から辞退届を収受した。
- カ 令和3年12月2日、「保育園別・クラス年齢別欠員リスト」を窓口及び区ホームページで公開し、当該クラスで1名を募集した。
- (4) 内定辞退発生後の次点対象者に内定を出す運用は行っていない。
- 利用調整は保育所内の希望順位だけを基に行うのではなく、全ての申請者の指数に順位をつけ、それぞれの希望保育所に割り振ることによって行う。仮に、保育所入所等申込取下・辞退届の収受後に再度選考を行

う場合は、全ての保留対象者に同様の作業が必要であり、単に希望保育所の次点対象者に内定を出すということではない。

また、内定辞退者から辞退届の提出を待つのに時間を要し、入所内定児等は入所月の前月末までに内定保育所で面接と健康診断を行わなければならない。

そのため、利用調整会議後から翌月の入園までの期間を考慮すると追加の内定及び月に複数回の選考実施は困難である。

(5) 以上のことから、本件処分は適法かつ正当である。

3 審理員の意見の要旨

区による保育所の利用調整は根拠法令等に従い行われる必要があるところ、本件処分は、根拠法令等に従い適切に利用調整が行われており、違法又は不当な点は認められない。

処分庁は、保育所の利用調整に係る根拠法令等を示し、当該根拠法令等に基づき手続が適正に行われていることを示している。また、内定辞退発生後の次点対象者に内定を出す運用を行っていない理由についても、適正に行われていることを示している。したがって、審査請求人が本件審査請求において求める説明は尽くされているといえる。

第5 調査審議の経過

当審査会は、令和4年4月4日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年4月5日及び令和4年5月11日に開催された審査会において、調査審議した。

第6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分の適法性

本件処分は、根拠法令等に従い適切に利用調整が行われており、適法であり、かつ、不当であるとはいえない。

2 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人が入所申請をした第 1 希望保育所（〇〇〇〇）と第 3 希望保育所（〇〇〇〇）について、本件処分がされた後の令和 4 年 1 月入所分にそれぞれ 1 名の空きが発生していることに対しては、前者については当該クラスの在籍児童から令和 3 年 11 月末退園の退園届を収受したことから、後者については内定者 2 名のうち 1 名から辞退届を収受したことから、それぞれ 1 名の空きが発生したとの説明があった。
- (2) 内定辞退発生後の利用調整は、保育所内の希望順位だけを基に行うのではなく、全ての申請者の指数に順位をつけ、それぞれの希望保育所に割り振ることによって行う。仮に、保育所入所等申込取下・辞退届の収受後に再度選考を行う場合は、全ての保留対象者に同様の作業が必要であり、単に希望保育所の次点対象者に内定を出すということではないとの説明があった。
- (3) 以上のとおり、処分庁から説明があり、審査請求人が本件審査請求において求めている説明は尽くされている。

3 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

委員 金 矢 拓

児童福祉法

24 条

- 1 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。
- 2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。
- 3 市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第 46 条の 2 第 2 項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定こども園（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

大田区保育の必要性の認定等に関する条例

2条の2 (利用調整)

区は、児童福祉法第 24 条第 3 項の規定により利用について調整(以下「利用調整」という。)を行うに当たっては、地域の実情に応じたきめ細やかな保育が積極的に提供され、児童がその置かれている環境等に応じて必要な保育を受けることができるよう、規則で定めるところにより行うものとする。

(別紙 3)

大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則

2条4項(保育所入所等の申込み等)

大田区保育の必要性の認定等に関する条例第2条の2に規定する利用調整は、別表第1に定める利用調整基準指数に別表第2に定める利用調整基準調整指数を加減した指数及び区長が別に定める利用調整基準に基づき行うものとする。

大田区保育の必要性の認定等の事務処理要綱

第 1 - 3 利用調整会議

- (1) 利用調整審査名簿の中から公正な方法により、入所内定児等を決定するために利用調整会議を開催する。
- (2) 利用調整会議は、月 1 回主管課長(以下「課長」という。)が日付を指定し、開催する。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 利用調整会議においては、別表 2 から別表 4 までの基準に基づき、利用調整審査名簿の中から入所内定児等を決定する。
- (4) 利用調整会議の構成員及び構成員の役割は、次のとおりとする。
 - ア 課長は、審議に基づき入所内定児等の決定を行う。
 - イ 係長は、課長を補佐し、会議の調整に当たる。
 - ウ 担当職員は、利用調整審査名簿を作成し、利用調整経過を明らかにした会議録を作成する。この場合において、利用調整審査名簿に利用調整経過を書き留めることで、会議録に代えることができる。

別表 2

大田区保育の必要性の認定等に関する条例施行規則第 2 条第 4 項に規定する、区長が別に定める利用調整基準

利用調整審査名簿の作成 園ごとの入所承諾予定者、入所保留予定者をそれぞれ記載した「利用調整審査名簿」を作成し、下記 1 から 6 の順で入所内定児、あっせん内定児を決定する。

1 連携施設との連携協定を結んだ家庭的保育事業等の 2 歳児クラスの卒園児が、卒園する際に、右記の要件を満たす場合、当該連携施設に転園できるものとする。	大田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年 9 月 30 日 条例第 38 号)第 6 条の要件を満たした連携施設を確保した家庭的保育事業等の卒園児が、当該連携施設を希望した場合。ただし、当該連携施設の受入れ人数以上の卒園児の申込があった場合は、その中で第 3 順位以下の方法で利用調整する。
2 大田区認証保育所認可化移行計画 選定要領(平成 27 年 11 月 11 日 27 こ保発第 12554 号決定)に基づき認可化移行した在園児、又は、これに	(1) 当該保育園において保育を開始する日から 5 月前の末日に当該保育所に在園し、規則第 2 条第 1 項の申請があること。保育を開始する

<p>準ずると認められる在園児が、認可化移行する際に、右記の要件を満たす場合、当該認可化移行する保育園(以下、当該保育園という。)に入所できるものとする。</p>	<p>日が4月1日の場合、規則第2条第1項の申請は一次のみ有効とする。</p> <p>(2) 入所予定月1日時点で、保護者と児童が区内に住所を有していること。</p> <p>(3) 規則第2条第1項の申請において、当該保育園のみを希望すること(単願申請のみ)。</p> <p>(4) 上記にかかわらず、当該保護者若しくは児童に特別の事情があると認めた場合、当該保育園の入所を認めることができる。</p>
<p>3 大田区育児休業明け入所予約事業実施要綱(28 こ保発第 13722 号決定)により内定(以下、「入所予約内定」とする。)を受け、右記の要件を満たす場合、入所予約内定を受けた保育園に入所できるものとする。</p>	<p>(1) 大田区育児休業明け入所予約事業実施要綱による入所予約内定を受けた保育園のみ希望すること(単願申請のみ)。</p>
<p>4 医療的ケアが必要な児童のうち、右記の要件を満たす場合、その受け入れを行っている保育園に入所できるものとする。</p>	<p>(1) こども家庭部長が定める保育園で受け入れ可能な医療的ケアを必要とする児童が、その受け入れを行う保育園を申し込んだ場合。ただし、各園の定員以上の申込があった場合は、次項及び第6項の基準に基づき、利用調整し、入所内定児を決定する。</p>
<p>5 規則別表1に定める「利用調整基準指数」に規則別表2に定める「利用調整基準調整指数」を加減し、申込書ごとに指数を付けて、右記の順で利用調整する。</p>	<p>(1) 指数が高い者から希望する保育所に当てはめる。</p> <p>(2) 第1希望保育所が入所予定者を超える場合は、順次第2希望以下の保育所に当てはめる。</p> <p>(3) 保育所ごとの入所予定数に至るまで同様の作業を行う。</p>
<p>6 同一指数で並んだ場合、右記の優先項目順に順位を付け、上位より内定する。</p> <p>ただし、優先項目によっても同順位となった場合は、世帯の状況を総合的に判断し順位を付けるものとする。</p>	<p>(1) 申込区分 入所又は転所の場合、入所を優先する。</p> <p>(2) 基準指数 調整指数は含めない。</p> <p>(3) ひとり親 規則別表第1のうち、「番号9 その他 不存在」の利用調整基準指数に該当する者及び規則別表第2加算調整記号 E の指数に該当する者。</p> <p>(4) 保護者の疾病 規則別表第1のうち、「番号1 4疾病」の利用調整基準指数に該当する者及び規則別表第2加算調整記号 C の指数に該当する者。</p>

	<p>(5) 保護者の障がい 規則別表第1のうち、「番号1 4心身障害」の利用調整基準指数に該当する者及び規則別表第2加算調整記号 A 又は B の指数に該当する者。</p> <p>(6) 児童の障がい 規則別表第2加算調整記号 O の指数に該当する者。</p> <p>(7) 在園保育施設の卒園年齢 4月入所に限るものとし、区があっせんする小規模保育所又は事業所内保育所の卒園年齢である児童、大田区家庭福祉員制度を利用している児童及び規則別表第2加算調整記号 L の指数に該当する児童を対象とする。</p> <p>(8) 世帯の経済状況 保護者の区市町村民税額の合算値の低い世帯を優先する。</p> <p>(9) きょうだい申込 きょうだいが在園中又はきょうだい同時申込の児童を対象とする。</p>
--	--